

会 議

○議事日程 第 4 号

令和 5 年 9 月 7 日 木曜日 午後 1 時開議

第 1

- 第 99 号議案 令和 5 年度茨城県一般会計補正予算（第 3 号）
- 第 100 号議案 令和 5 年度茨城県港湾事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 101 号議案 令和 5 年度茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 102 号議案 令和 5 年度茨城県地域振興事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 103 号議案 茨城県旅館業法施行条例及び茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 第 104 号議案 茨城県県営住宅条例の一部を改正する条例
- 第 105 号議案 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 106 号議案 県有財産の取得について
- 第 107 号議案 県有財産の売却処分について（旧岩井西高等学校敷地等）
- 第 108 号議案 県有財産の売却処分について（那珂西部工業団地事業用地）
- 第 109 号議案 県が行う建設事業に対する市の負担額について
- 第 110 号議案 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担額について
- 第 111 号議案 県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について
- 第 112 号議案 工事請負契約の締結について
- 第 113 号議案 あっせんの申立てについて
- 報告第 4 号 地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づく専決処分について

◇一般質問・質疑

- 磯崎 達也 議員（いばらき自民党）
- ヘイズ ジョン 議員（茨城無所属の会）
- 木村 喜一 議員（いばらき自民党）

本日の質問

◇一般質問・質疑

質問者	質問要旨	答弁者
磯崎 達也 議員 （いばらき自民党） ※分割方式	1 精神障害者 2 級へのマル福適用の拡大について 2 ロック・イン・ジャパン、ラッキーフェスの二大フェスの支援及びひたちなか地域の観光振興について 3 ひたちなか地区の工業団地開発で目指す産業集積の姿について 4 儲かる水産業の振興について （1）「常陸乃国いせ海老」のブランド化などの取組 （2）本県水産加工業の振興 5 視覚に障害がある方々のさらなる社会参加促進のための盲導犬普及に向けた取組について 6 質の高い教員を確保するための労働環境改善について	知 事 営業戦略部長 立地推進部長 農林水産部長 福 祉 部 長 教 育 長
ヘイズ ジョン 議員 （茨城無所属の会） ※一括方式	1 店頭でタバコを子どもに見せない取組について【資料】 2 公用車への電気自動車の導入及び県有施設における再生可能エネルギー設備の導入促進について【資料】 3 つくば市内道路へのバスベイの導入と県内道路の歩道の修繕について【資料】 4 つくば地域の県立高校の不足への対策について	知 事 県民生活環境部長 土 木 部 長 教 育 長

木村喜一議員 (いばらき自民党) ※分割方式	1 茨城空港の利用客増加のための取組について	知事 保健医療部長 農林水産部長 土木部長  警察本部長 警察本部長 教育長 教育長
	2 在宅医療体制の充実について	
	3 高病原性鳥インフルエンザへの対策について	
	4 空家対策の促進について	
	5 交通安全対策について (1) 飲酒運転根絶のための対策 (2) 自転車ヘルメットの着用の推進 (3) 児童生徒への交通安全教育の充実	
	6 ICT教育拡充のための教員の育成について	

## 用語の解説

- 議事日程：議会の会議は、あらかじめ議長が定める議事日程（会議の順序表）に基づいて進められます。議事日程は、会議の開かれる日ごとに毎日作成され、その日の会議の開かれる予定時刻や、その日に議題とする議案などがその審議される順序で掲載されます。
- 質問・質疑：「質問」とは、県政一般について執行機関（知事等）の姿勢や対応について伺いたすことをいいます。「質疑」とは、提出された議案について疑問や不明確な点を伺いたすことをいいます。
- 代表質問・一般質問：「代表質問」とは、所属する会派を代表して行う質問のことをいいます。「一般質問」とは、議員個々の立場で行う質問のことをいいます。
- 一括方式：質問項目すべてについて一括して質問し、一括して答弁を求める方式です。
- 分割方式：質問の大項目ごとに分割して質問し、その都度、答弁を求める方式です。

## 傍聴に際してのお願い

傍聴に際しては、係員の指示に従い、次のことを守ってください。

- 議事における発言に対して、拍手などにより、賛否を表明しないこと。
  - 雑談したり、大声を出すなど騒がないこと。
  - 帽子、コート、マフラーなどを着用しないこと。
  - 飲食や喫煙をしないこと。
  - 携帯電話機などについては、音が出ないようにし、議事に関する情報の閲覧又は記録(撮影及び録音等を除く。)以外に使用しないこと。
  - その他議事の妨害となるような行為をしないこと。
- このほか傍聴についてわからないことは、係員におたずねください。

## 議案等提出書類

本定例会に提出された議案は下記に掲載しておりますので、ご覧ください。

茨城県 議案

検索



URL : <https://www.pref.ibaraki.jp/somu/zaisei/kanri/gian.html>

